

仙台市オープンデータ推進に関する方針

〔平成 27 年 11 月 30 日〕
〔仙台市情報化推進本部決定〕

本方針は、仙台市が保有する公共データは市民共有の財産であるという認識のもと、市民生活の向上や経済活動の活性化等を目的として、公共データの公開と利活用を進める「オープンデータ」の取組みの推進に向けた基本的な考え方を示すものである。

第 1 部 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

(1) 透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

(2) 市民参加・市民協働による地域課題の解決

オープンデータを通じて、市民や民間団体等と公共データを共有することで、本市の地域課題を市民等と協働して解決を図る。

(3) 経済の活性化

市内で活動する企業や民間団体等が、公共データの加工や分析等を行い、経済活動の様々な場面で利活用することで、観光、防災、医療をはじめとする各分野において、新たなサービスの創出やビジネスの効率化等が期待されるなど、経済の活性化に寄与する。

2 基本方針

- (1) 本市が保有する公共データを積極的に公開する。
- (2) 機械判読に適したデータ形式で公開する。
- (3) 商業利用も含め、二次利用可能なライセンスで公開する。
- (4) 費用対効果に十分配慮し、取組可能な公共データから速やかに着手する。

3 推進体制

オープンデータは仙台市デジタル行政推進本部のもと全庁的な体制によって推進する。

4 本方針の改訂

本方針の内容は、国における検討及び技術の進展などを踏まえ、必要に応じて改訂していくものとする。

第2部 オープンデータ推進に関する具体の取組み

1 オープンデータ化を推進するための基盤

本市が保有する情報のオープンデータ化を推進するための基盤として、原則、本市公式ホームページ内に開設したポータルサイトを利用する。ただし、一定量の公共データがまとまって掲載されているページについては、ページ毎にオープンデータ化する。

2 対象データ等

(1) オープンデータの対象となる公共データ

ホームページ等(※1)で公開している公共データについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、次に掲げるものは対象から除く。

- ① 仙台市個人情報保護条例で定めている個人情報にあたるもの
- ② 合理的な理由によりオープンデータ化が認められないもの

(2) オープンデータ化の拡大

ホームページ等で公開していないが、公開可能な公共データのうち、次に掲げるものについては、必要性及び費用対効果を考慮しながら、オープンデータ化を検討する。

- ① 利用ニーズの高いもの
- ② 機械判読に適したデータ形式で保有しているもの
- ③ 継続的に公開可能なもの

また、政策的にオープンデータ化を推進する必要がある公共データについては、重点的にオープンデータ化するものとして別途定める。

3 公共データのオープンデータ化に関するルール

(1) 機械判読に適したデータ形式

オープンデータ化するデータについては、できる限り特定のアプリケーションに依存せず、容易に加工可能な機械判読に適したデータ形式とするよう努める。

具体的には、次の表に示す段階のうち、より高い段階で公開することが望ましい。

	段階	データ形式(例)	データ形式の特徴
低 ↓ 高	1段階	PDF, JPG	人が理解するためのデータ形式であり、利用者がデータを編集することが困難である。
	2段階	xls, doc	データの編集は可能であるが、特定のアプリケーションに依存する形式である。
	3段階	XML, CSV	特定のアプリケーションに依存せず、データの編集が可能な形式である。

(2) 二次利用可能なライセンスについて

情報の二次利用については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(※2)を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

原則として営利目的も含めた二次利用を認めるもの(クリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおけるCC BY(※3))とし、二次利用を一部制限する(CC BY以外を利用する)場合には、その理由を併せて表示する。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(3) 二次利用のために必要な情報及び免責事項について

情報の時点や作成日、データ形式など二次利用のために必要な情報をできる限り提供し、注意事項及び前提となる条件等について表示する。

また、オープンデータの二次利用により被った損害については、本市はその責を負わないことを明示する。

(4) 費用対効果について

上記(1)～(3)を原則とするが、オープンデータ化にあたってはデータの整備等に係る費用とその効果を十分に考慮し、効率的に取組みを進める。

(5) その他

公共データの作成にあたっては、業務を外部委託する場合において、資料等の成果物は機械判読に適したデータ形式(CSV等)でも納品させるなど、オープンデータ化を見すえた取組みを進める。

4 利活用促進のための取組み

(1) 利用者ニーズに応じたデータ公開

市民、企業、NPO等の利用者ニーズの把握に努めるとともに、オープンデータ化の要望があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、各部局において積極的にオープンデータ化するよう努める。

(2) 民間との協働による利活用の推進

オープンデータに関するアプリコンテストやアイデアソン(※4)など、市民、企業、NPO等が行う利活用促進に向けた取組みについては、その趣旨、内容を検討した上で、各部局が連携して民間との協働を積極的に推進する。

(3) 地域課題を解決する取組みの推進

市民、企業、NPO等が行うオープンデータを利活用した地域課題の解決に向けた取組みについては、その趣旨、内容を検討した上で、各部局が連携して積極的に支援する。

※1 ホームページ等

公式ホームページに加え、本市が運営するウェブサイトや本市が利用しているソーシャルネットワークサービスなど、インターネットを通じて市民に情報提供しているもの全般を含む。

※2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの1つで、国際的に利用されている。

※3 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの1つで、原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。

※4 アイデアソン

「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語であり、ある特定のテーマについて、異なる分野の人たちが複数のチームに分かれて、数時間～数日間、自由にアイデアを出し合い、これまでになかったような斬新な提言を行うプログラム。